

## 建設騒音・振動のしおり

前橋市環境部環境課

### 法律及び条例による騒音・振動の規制内容等

<p>規制対象作業</p>	<p>騒音規制法に基づく特定建設作業（８作業）</p> <p>振動規制法に基づく特定建設作業（４作業）</p> <p>群馬県の生活環境を保全する条例に基づく特定建設作業 振動（１作業）</p>
<p>作業基準</p>	<p>騒音：８５デシベル 振動：７５デシベル 条例：７５デシベル</p> <p>（敷地境界における値）</p>
<p>届出</p>	<p>建設作業開始の７日前までに指定様式により、下記の内容を市役所の担当窓口（環境課）に届出を提出してください。（ただし作業を開始した日に終了する作業は除きます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出義務者は元請負業者になります。</li> <li>・氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</li> <li>・建設工事の目的に係る施設または工作物の種類</li> <li>・特定建設作業の場所及び実施期間（見取図及び工程表添付）</li> <li>・騒音防止の方法</li> </ul>
<p>改善勧告</p>	<p>騒音または振動が裏面の表に掲げる基準に適合せず、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合には、騒音又は振動の防止の方法を改善し、又は１日における延べ作業時間を最小４時間まで短縮すべきことを勧告又は命令することができます。</p>
<p>報告及び検査</p>	<p>工事施工者に対し必要な事項の報告を求め、又は、職員に立入検査をさせることができることになっています。</p>
<p>罰則</p>	<p>届出義務違反（法律のみ）、改善命令違反、報告、検査を拒む等の場合、罰則の適用があります。</p>
<p>事務の委任</p>	<p>法律に基づく届出、法律及び条例に基づく改善勧告・改善命令の実務は、前橋市長に委任されています。</p>

## 建設作業騒音・振動公害の未然防止について

建設作業に伴う騒音・振動はレベルも高く、周辺への影響も大きいため、事前の対応を怠るとトラブルに発展する可能性があります。

このため、施工業者及び工事発注者の方は、届出の実施、基準の遵守だけでなく、次の点にも十分配慮して建設工事を行ってください。

### <周辺住民に対して>

- ・工事実施前に工事現場周辺の住民に対して、工事の概要、作業時間、作業期間、防止対策などについて十分説明を行ってください。
- ・工事現場には、住民からの苦情窓口となる工事現場担当者の氏名、連絡方法等を表示するようにしてください。
- ・苦情があった場合には、誠意を持って速やかに対応してください。

### <事前の防止対策>

- ・工事の実施にあたっては、工事現場の周辺状況を考慮し、適切な工法、機械を選定してください。
- ・低騒音・低振動工法を採用し、また低騒音型・低振動型建設機械を使用するようにしてください。
- ・工事現場周辺の状況により、防音パネル、防音シート等の防音措置をしてください。

### <その他>

- ・工事現場への機材の搬出入、時間待ち車両のアイドリング音、話し声、ラジオの音などにより、周辺住民に迷惑をかけないよう配慮してください。
- ・建設用機器の整備不良により、異常な騒音・振動が発生しないよう、点検・整備に努めてください。
- ・住民に迷惑をかけないよう、現場従事員教育を徹底してください。

### <連絡先>

特定建設作業等に関して不明な点があれば、担当窓口へお問合わせください。

前橋市役所 環境課 環境保全係 電話：027-898-6294（直通）